

教育長就任 より良い学校教育を目指して

4月1日に、地方教育行政の組織および運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の人事に変更がありましたので紹介します。
【問い合わせ】教育課学校教育係
 ☎(83)7023

教育長に鈴木良三氏



鈴木 良三 教育長 (69歳)

【教育長略歴】

昭和46年に湯河原町立湯河原小学校教諭として教育の世界へ入り、平成4年に大井町教育委員会指導主事となるまで、21年間教壇に立ちました。同町教育委員会では、教育課長、生涯学習部長等も務め、平成10年に大井町立上大井小学校長として教育現場へ復帰しました。その後、中井町立中村小学校長を歴任し、平成17年に退職。退職後は、町立寄幼稚園長を経て町立自然館館長・町教育委員会教育委員として、町政に尽力してきました。

○教育委員会委員一覧 (敬称略)

職名	氏名
委員長	安藤 文一
委員長職務代理者	杉本 葉子
委員	吉田 保夫
委員	二宮 朗子
教育長	鈴木 良三

健康と安心 行政との懸け橋に

平成26年度

行政協力委員と健康づくり普及員 ・母子保健推進員が決まる



平成26年度の町の行政活動も4月に入り、新たにスタートしました。また、地域のさまざまな活動や行事、生活全般にわたる相談などで皆さんを支える各種委員も、新たな担当を含めて取り組みを始めています。
 行政協力委員(自治会長)は、皆さんと行政との橋渡しをする大切な役割を担っています。

また、皆さんの健康な生活を支援する健康づくり普及員・母子保健推進員も新任の10人を含め、今年度の委員が決まりましたので併せて紹介します。
 地域のまとめ役や町の行政活動への支援の役割を担い、活躍する委員へのご協力を、よろしくお願いします。

自治会	行政協力委員 (自治会長)	副行政協力委員 (副自治会長)	健康づくり普及員 母子保健推進員	
町屋	遠藤 裕夫	佐藤 光弘	古谷 賢	柏木 清江 菊池 貴子
店屋場	東城 芳博	横山 博司	阿部 哲也	露木 紀恵
神山	諸星日出男	北村 忠	森田 清	藤澤 美紀 古谷 好美
茶屋	武藤 昭	鍵和田貴司		鍵和田悦子
河内	鍵和田 功	井上 栄一	山本 求	三宅 和子
中丸	小野 隆夫	加藤 賢三		高橋 晴美
中央	辻村 進一	田中 清生		山口 清子
仲町	蕪木 恭雄	鍵和田 実	武 訓正	居場 正子
新松田	岩永 敏宏	北村 仁		石井 明美
谷戸	川口 英和	青木 國利		森谷 京子
中沢	内田 勝久	尾登 善則		尾登真喜子
沢尻	渋谷 賢一	瀬戸 健一	小泉 保	佐藤みどり 福島 恵
谷津	井上 徳文	片岡 久次		小野 律子
宮前	内藤 慶司	柴田 正光		安藤 裕美
かなん沢	横原 允彦	石内 和義		保坂美佐恵
中里	元島 澄雄	高橋 久男	稲元 正利	西原まさ子
城山	大島 道春	嶋野 正夫	松島 明夫	白井萬里子 渋谷美智子
仲町屋	武田 信之	星野 英博	高瀬 博文 松田 義雄	細井 和江 武田 加代
萱沼	飯山 正成	飯山晴比古		長谷部雅子
弥勒寺	熊澤 哲	鈴木 伸二	飯田 文雄 小宮 照男	黒川 育子
中山	井澤 洋	川口 美晴		
土佐原	小宮 義夫	小宮 茂		
宇津茂	亀井 久男	大館 一郎		中川 和子
大寺宮地	高橋 始	中津川定雄	渋谷 清司	中津川広美
虫沢田代	山岸 榮市	古谷 尚一	横溝 建治	
湯の沢	原野 廣太	川口 鴻暁		末次 紀子

(敬称略)

【問い合わせ】

○行政協力委員 (自治会長) / 庶務課庶務係 ☎(83)1221 ○健康づくり普及員・母子保健推進員 / 健康福祉課健康づくり係 ☎(83)1226

平成25年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

【平成25年度 情報公開請求件数】

区分	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
件数	3件	3件	0件	1件	7件

【問い合わせ】

庶務課庶務係 ☎(83)1221

○情報公開制度・個人情報保護制度とは

情報公開制度では、公平で開かれた町政の実現を図るため、町が保有する行政文書を皆さんの請求に応じて公開しています。公開請求された情報は原則として公開しますが、個人に関する情報など条例で定めるものは公開できないことがあります。

個人情報保護制度では、町が保有する個人情報の保護と利用について運用方法を定めています。また、自分の個人情報(自己情報)を開示請求することなどができます。

○制度運用状況について

平成25年度の情報公開請求の件数は、公開されたものが3件、個人名等の部分を除いて公開したものが3件、その他1件で、計7件となりました。

なお、平成25年度は個人情報の開示請求はありませんでした。

○請求について

【請求できる方】

行政文書の公開請求は、松田町民だけでなく、どなたでも請求することができます。個人情報の開示を請求できるのは、本人または法定代理人などです。

【請求方法】

所定の請求書に氏名・住所・行政文書の名称などを記入して提出していただきます。口頭または電話による請求はできません。個人情報の開示請求の場合は、本人または代理人であることを証明する書類が必要になります。

【手数料】

写しの交付や郵送による請求をされた場合は、実費をいただきます。

※請求は、役場3階庶務課で受付などを行っていますので、お気軽にご利用ください